

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社ポルテック	東京都港区新橋 4-3-1

2. 指名停止措置期間

平成 27 年 12 月 14 日 ~ 平成 27 年 12 月 27 日 (2 週間)

3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

4. 事実概要

(株)ポルテックは、平成 27 年 3 月 18 日、当地方整備局小名浜港湾事務所発注の「小名浜港港湾業務艇「そうめい」運航」において、当局の発注した別件業務の担当技術者を立会現場へ移送中、担当技術者が船首より段差のある護岸に上陸しようとした際にうまく出来ず、同船船首部と護岸との間に挟まれ転落し、死亡する事故を起こした。

当該事故は、乗降設備のない所での船舶乗降時の注意事項や、「うねり」に対する注意事項等の教育内容が不足していたこと、被災者の動静を注視して下船完了までの船舶保持等の安全確保が不十分だったこと、請負者が定めた「安全運航マニュアル」に基づいた安全確認誘導等が不完全であったこと等、業務実施に係る請負者の安全管理措置の不適切により発生した事故である。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「同要領」という。）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第 1 第 7 号に該当する。また、同要領を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

よって、本件については 2 週間の指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 1（抜粋）

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 カ月以内

<発表記者会：宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会>

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局	(TEL 022-225-2171)	(代表)
総務部 契約課	課長	及川 恵明 (内線 2511)
	課長補佐	今村 英祐 (内線 2512)
○ 総務部 経理調達課	課長	室井 良雄 (内線 6551)
	課長補佐	佐藤 浩正 (内線 6554)

○は本件の主務課です。